

# 佐野市議会基本条例を制定しました

(令和3年4月1日施行)

人口減少と少子高齢化の時代にあつて、議会の役割はますます重要になっています。

佐野市議会では、これまで議会活性化に取り組んでまいりましたが、これからの議会のあり方についてさらに議論を重ね、議会基本条例としてまとめました。

## 条例制定の趣旨

議会は、市民に選ばれた議員で構成する市民の代表機関であり、同じく市民に選ばれた市長とともに、二元代表制の下、市民の信託に応える責務を有することから、佐野市議会においては、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、市長その他の執行機関に対する監視機能及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要があります。

そこで、これまで積み重ねてきた取組をより確かなものとし、公正性及び透明性を高めるとともに、「より開かれ信頼される議会」及び「議会機能の充実」の実現を目指すことにより、市民の福祉の向上と地域社会の発展に尽くすことを決意し、佐野市議会基本条例を制定することとしました。

## 条例制定までの経過

- 佐野市議会基本条例案策定委員会(議員7名で構成)を設置し、条例及び解説の原案を作成しました。(令和元年6月21日～令和2年9月28日 19回開催)
- 全議員の協議により、条例案を確定しました。(令和2年10月9日)
- パブリックコメント(意見公募)を実施(令和2年11月2日～12月2日 31日間)しましたが、意見はありませんでした。
- 令和2年12月定例会に条例案を議員案として提出し、議員全員の賛成により可決しました。

## 条例の構成

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会の活動原則(第3条 - 第6条)

第3章 議員の活動原則(第7条 - 第13条)

第4章 市民と議会との関係(第14条 - 第18条)

第5章 議会と市長等との関係(第19条 - 第23条)

第6章 議会機能の強化(第24条 - 第29条)

第7章 議員定数(第30条)

第8章 この条例の検証及び見直し(第31条)

附則



▲佐野市議会基本条例案策定委員会の様子



## 市民の皆さんに特にお知らせしたい条文と解説を掲載します

※条例の全文及び解説は、こちら(佐野市議会ホームページ)からご覧いただけます。➡

### (この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会の基本となるものであり、議会において最大限尊重されなければならない。

2 議会又は議長は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

### 【解説】

- 本条例は、佐野市の自治の基本となるものであって最大限尊重されなければならない自治基本条例において、佐野市議会及び議員が、自治基本条例に定める基本理念にのっとり、自治を推進する責務を有することが規定されていることを踏まえて制定しました。